

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が令和 2 年 1 0 月 1 4 日付けで請求人に対して行った、法 9 条 1 項の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

所得制限限度額 2, 3 0 0, 0 0 0 円以内での補助金では、児童扶養手当法第一章総則にある家庭の生活の安定と自立の促進、また児童の心身の健やかな成長が保障されない。限度額が今の時代に合っておらず貧困した生活が支給停止によってより貧困になり学校（高校）も辞めざるを得ない。限度額を少し超えても決して裕福ではない。5, 0 0 0, 0 0 0 円以下の所得者には、児童扶養手当満額が必要と考える。国及び自治体は自殺者を増やし貧困家庭を増やし格差を大きくし、収入が少ないわれわれ下部の人間を切りすててくれないよう救済措置を求める。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 4月19日	諮問
令和4年 6月30日	審議（第67回第1部会）
令和4年 7月21日	審議（第68回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令の定め等

(1) 法4条1項1号イの規定によれば、市長（特別区の区長を含む。）は、父母が婚姻を解消した児童の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとされている。

(2) 上記(1)により手当の受給資格を有する者について、法9条1項の規定によれば、手当は、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととされている。

(3) 法9条1項の適用に関する政令の規定等について

ア 法施行令2条の4第1項の規定及び同項の表によれば、法9条1項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等又は児童の数が1人であるときは、870,000円とされて

いる。

イ 法施行令 2 条の 4 第 2 項の規定及び同項の表によれば、法 9 条 1 項の規定による手当の支給の制限は、扶養親族等又は児童があるときは、同項に規定する所得が 1, 9 2 0, 0 0 0 円に当該扶養親族等又は児童 1 人につき 3 8 0, 0 0 0 円を加算した額以上であるとき、手当の全部について行うものとするとしている。

ウ 法 9 条 1 項に規定する所得について、法施行令 3 条 1 項本文の規定によれば、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとされている。

また、法施行令 4 条 1 項本文の規定によれば、所得の額の計算方法は、その年の 4 月 1 日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法 3 2 条 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額等の合計額から 8 0, 0 0 0 円を控除した額とするとされている。

(4) 法施行規則 4 条 1 項の規定によれば、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額（法施行令 3 条及び 4 条の規定によって計算した所得の額をいう。）並びに法 9 条 1 項に規定する扶養親族等の有無及び数についての市町村長の証明書等の書類を添えて、毎年 8 月 1 日から同月 3 1 日までの間に、これを手当の支給機関（本件では処分庁）に提出しなければならないとされている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、本児を支給要件に該当する児童として、請求人を手当の受給資格者として手当を支給してきたところ、本件現況届等により、請求人の前年（平成 3 1 年）の合計所得額が 2, 6 2 8, 0 0 0 円であり、同金額から法施行令 4 条 1 項本文に定める 8 0, 0 0 0 円を控除した額 2, 5 4 8, 0 0 0 円が、上記 1 の法令の定めにより手当を全部制限する所得の額（所得制限限度額）である 2, 3 0 0, 0 0 0 円を超えていたことから、手当の全

部を支給しないとする本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、請求人に対する手当の支給を停止する本件処分は、上記1の法令の定めにもとつたものであり、違法・不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、上記2のとおり、本件処分は法令の定めにもとつたものであるから、これを違法又は不当として取り消すことはできない。

なお、請求人は、手当制度に対して、意見ないしは不合理な点を主張するものと解されるが、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、手当に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。手当の支給については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹